

ラブリバー

—地域とともに魅力ある水辺空間をつくる—

「ラブリバー制度」とは、堤防の草刈り等のボランティア活動等を行っていただいている方々に対して、河川敷を整備のうえ植栽や花壇としての利用に解放するなど、地域住民の方々からなる河川愛護団体と、地元市町村、そして河川管理者である国土交通省や都道府県の三者がそれぞれの役割を分担・連携して、住民とともに河川の良好な維持と潤いのある水辺空間の形成を図るための制度です。

河川愛護団体は…ボランティア活動として、河川における清掃や地域の河川愛護思想の啓発を行うためのイベントの開催を行うなど、ラブリバー活動の主役として活動を進めていきます。

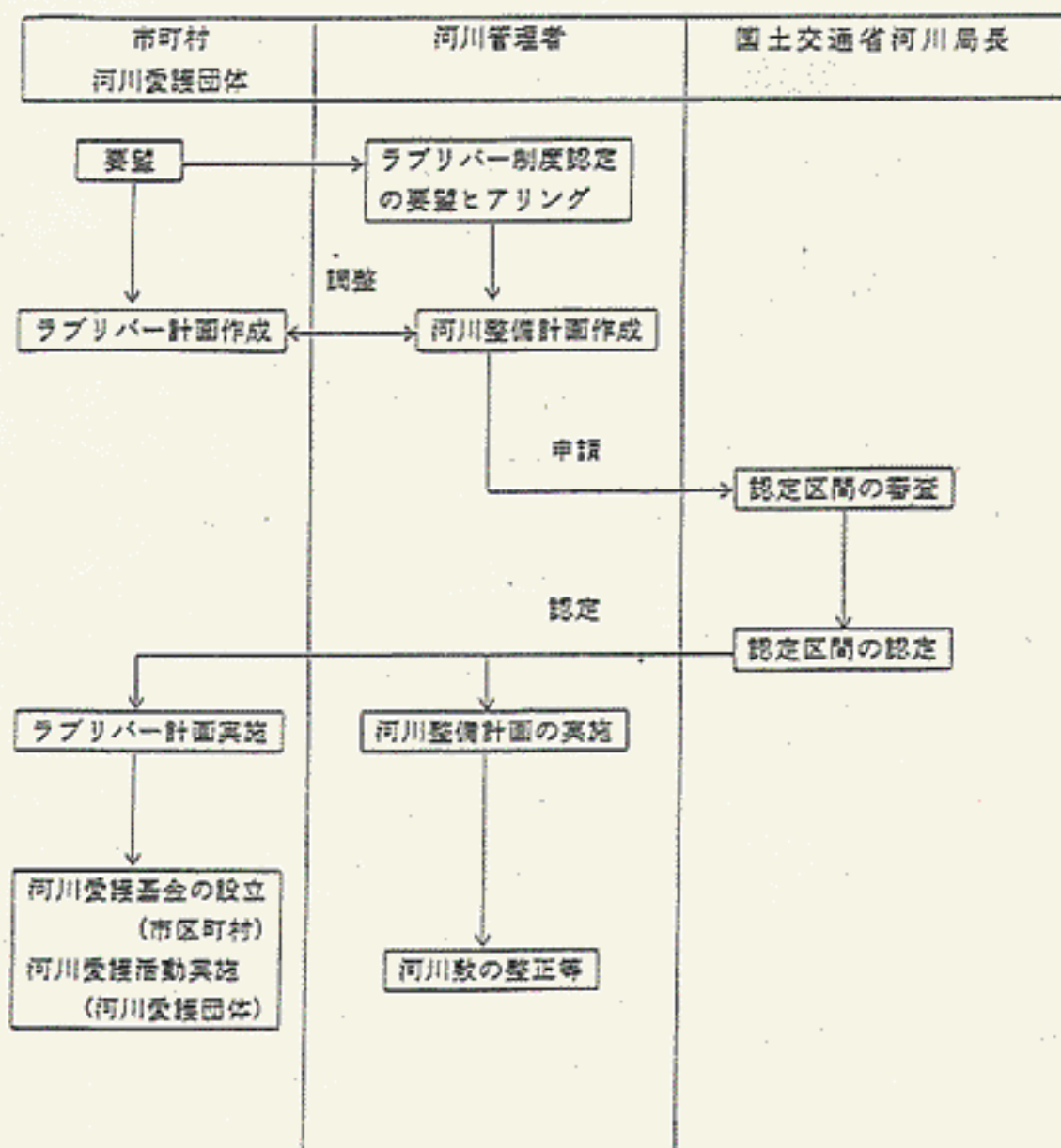
地元市町村は…河川愛護団体の行う活動を側面から支援するためにも各種清掃用具の提供やイベント費用の援助、また、公園施設の整備等を行います。

河川管理者は…ラブリバー活動が行えるよう地域の要望を踏まえ、河川敷の整備を行い、河川愛護団体の活動を支援していきます。また、河川敷などを植栽と花壇づくりに解放し、併せて水辺の自然に親しむ空間として利用してもらうようにします。

（「ラブリバー制度」の対象河川）

- ①河川愛護団体等による堤防の草刈り等の河川愛護活動が実施されているか、されることが確実である河川の区間であること。
- ②市区町村においても、河川環境基金を設立されるなどの河川環境保全の努力がなされている河川の区間であること
- ③河川管理者、市区町村及び河川愛護団体相互の連携が適切に実施されることが見込まれる河川の区間であること。

◇「ラブリバー制度」実施手順



◇「ラブリバー計画」の策定について

ラブリバー計画には以下の事項を記載します。

- ①市区町村における河川の位置づけと計画区間の概要
- ②良好な水辺空間として期待される役割及び現在実施中の河川愛護活動の概要
- ③堤防の草刈り・清掃等の河川愛護活動計画
- ④植栽・花壇等の水辺空間利用計画
- ⑤河川環境基金の内容及び運用計画等、ラブリバー計画に対する市区町村の支援計画
- ⑥その他のイベント